

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 年末調整の再調整

Q : 当社では、昨年12月に年末調整を実施しましたが、その後12月28日に長女が誕生し、扶養親族が増えた従業員がいます。この従業員については、もう一度年末調整をやり直すことになるのでしょうか。

A : 1月末日までであれば年末調整の再調整ができます。

【解説】

年末調整が終了した後、その年12月31日までの間に出生、結婚等により扶養親族等の数に異動が生じた場合や、生命保険料、損害保険料の追加支払いなどにより、所得控除額に異動が生じた場合には、年税額が変わることになりますので、年末調整の再調整を行う必要があります。

年末調整の再調整は、給与所得者の源泉徴収票の交付期限である翌年1月末日までに行わなければなりません。

ご質問の場合、扶養控除等(異動)申告書で、扶養親族の異動申告を受けた上、当初の年末調整時の扶養控除等の額に、長女に係る扶養控除額38万円を加算して、再度年末調整を行うこととなります。

ちなみに、年齢16才未満の扶養親族(年少扶養親族)に係る扶養控除額の割増制度については、平成12年度の税制改正において廃止されていますので注意してください。

なお、ご質問の場合、年末調整の再調整ではなく、本人が確定申告を行って税額を精算することもできます。

